

既存建築物の用途を変更して飲食店や店舗を お考えの事業者・工事施工者の皆様へ

既存建築物の用途を変更して飲食店や店舗などを開業する際には、用途に応じて建築基準法及び消防法等の規定に適合させるとともに、建築確認申請（用途変更）や消防法に基づく各種届出が必要となる場合があります。建築基準法については建築士などの専門家に、消防法については周南市消防本部予防課に、必ず事前相談してください。

○用途を変更する際の注意

- ・既存建築物の用途を変更するにあたっては、建築基準法、消防法及び周南市火災予防条例の規定に適合させる必要があります。
- ・変更後の用途が、飲食店や店舗など不特定多数の方が利用する用途に該当する場合には、事業者または所有者の責任において、建築確認申請（用途変更）が必要となる場合があります。
- ・新たに消防用設備等（消火器、自動火災報知設備、避難器具など）の設置や防火管理者の選任、火を使用する設備が規制される場合があります。

○建築確認申請（用途変更）が必要な場合

- ・変更後の用途に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡を超えるもの
例：物品販売業を営む店舗→飲食店、事務所→飲食店、住宅→老人福祉施設 等

建築基準法に違反した場合、その建物が使用制限の対象となることがあります。
また、消防用設備等の設置や防火管理者の選任などを行わずに建築物を使用した場合、消防法違反で、罰せられることがあります。

上記に関する問い合わせ先

周南市 都市整備部 建築指導課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1 TEL 0834-22-8421・8423

周南市 消防本部 予防課

〒745-0056 周南市新宿通 5-1-3 TEL 0834-22-8772